

安全運転管理者等に関する届出要領等について

1 選任義務

- 大型乗用車(乗車定員11人以上) … 1台以上
- その他の自動車…5台以上(自動二輪車は、1台を0.5台として計算)
- 自動車運転代行業の場合 … 1台以上

2 選任基準

自動車を管理する事業所ごとに選任
(例)…支店・営業所・出張所

副安全運転管理者の場合

- 自動車20以上
 - 自動車運転代行業の場合10台以上
- ※20台(代行業の場合10台)ごとに1人を選任
例…自動車25台 → 正管1人、副管1人
自動車40台 → 正管1人、副管2人

3 資格要件

① 安全運転管理者 (※下記①～④を満たす者)

- ① 年齢20歳以上の者
(ただし、副安全運転管理者を選任しなければならない場合は30歳以上)
- ② 2年以上の運転管理者の実務経験を有する者
(運転管理に関する公安委員会の教習を終了した者は1年以上の実務経験でよい。)
またはこれらと同等以上の能力があると公安委員会が認定した者
- ③ 過去2年以内に公安委員会の解任命令を受けたことのない者
- ④ 過去2年以内に次の違反行為をしたことのない者
 - ◎ ひき逃げ
 - ◎ 酒酔い運転・酒気帯び運転・麻薬等運転・無免許運転
 - ◎ 無免許運転にかかわる車両の提供・無免許運転の車両への同乗
 - ◎ 酒酔い・酒気帯び運転にかかわった車両・酒類の提供、酒気帯び運転の車両への同乗
 - ◎ 酒酔い・酒気帯び運転、麻薬等運転、過労運転、無免許・無資格運転、最高速度違反運転、積載制限違反運転、放置駐車違反の下命容認

② 副安全運転管理者 (※下記①～④を満たす者)

- ① 20歳以上の者
- ② 1年以上の運転管理の実務経験を有する者か、3年以上の運転経験を有する者
または、これらと同等以上の能力があると公安委員会が認定した者
- ③ 過去2年以内に公安委員会の解任命令を受けたことのない者
- ④ 過去2年以内に一定の違反行為をしたことのない者
(※違反行為については、上記安全運転管理者の場合と同じ)

安全運転管理者等に関する届出要領等について

4 届出要領

① 新規選任・選任替えの場合

① 提出書類

安全運転管理者に関する届出書(若しくは副安全運転管理者に関する届出書) …1通

② 添付書類

- ・ 戸籍抄本
住民票の写し
運転免許証の写し
マイナンバーカードの(表面のみ)写し } **いずれか1通**
- ・ **運転記録証明書(「3年間」もしくは「5年間」を取得してください)**
下記のいずれかの方法により取得して下さい。
 - ◎警察署、交番等に申込用紙がありますので必要事項を記載の上、郵便局窓口で手続きしてください。
 - ◎専用の申請アプリを利用して申請
※詳細については自動車安全運転センターのホームページをご確認ください。
 - ◎自動車安全運転センター高知事務所(運転免許センター内)の窓口において取得してください。
- ・ **資格認定書の写し(必要な場合のみ添付)**
資格認定書の取得方法…資格認定申請書が警察署もしくは県警察のホームページ上にありますので、記載の上、管轄する警察署へ提出してください。

② 届出事項変更の場合

① 提出書類

安全運転管理者に関する届出書(若しくは副安全運転管理者に関する届出書) …1通

※ **変更事項欄を記載して提出** (添付書類は不要)

5 届出先(選任した日から**15日以内**に届出)

下記のいずれかの方法により届出してください。

- ◎ 事業所の所在地を管轄する警察署(交通課)へ直接届出
- ◎ オンライン(県警察のホームページにリンク先あり)による届出
- ※ 変更事項の届出は、変更があった日から速やかに届出してください。